認定医審査委員会細則

（目　的）
第 1 条　この細則は、日本小児麻酔学会（以下、「この学会」という）の認定医制度細則第 3 条の規定に基づき、この学会の認定医審査委員会（以下、「審査委員会」という）について必要な事項を定める。

（所掌事項）
第 2 条　審査委員会は、認定医の認定に関する事項を所掌する。
2. 審査委員会は、職務の遂行に必要があるときは、申請者に追加資料の提出等を求めること、あるいは申請者に面談することができる。

（組　織）
第 3 条　審査委員会は、委員長 1 名および委員若干名をもって組織する。
2. 委員長は、この学会の理事の互選により選出し、審査委員会を統括する。
3. 委員は、委員長の推薦により、監事を除く評議員の中から理事会が委嘱する。

（任　期）
第 4 条　委員長、副委員長、委員の任期は 1 年とし、重任を妨げない。
2. 委員に欠員を生じたときは、必要に応じ補充することができる。

（守秘義務）
第 5 条　委員は、審議中に知りえた事項を外部に漏らしてはならない。

（雑　則）
第 6 条　この細則のほか、認定医審査委員会における必要な事項は、別に定める。

（細則の変更）
第 7 条　この細則は、理事会の議を経て、評議員会の承認により、変更する。

附　則
この細則は 2014 年 10 月 1 日から施行する。